

視覚障害児・者の歩行訓練における課題（2）

Problems in orientation and mobility training (2)

芝田 裕一*
SHIBATA Hirokazu

体系化された視覚障害児・者の歩行訓練（歩行指導）がアメリカから日本へ導入されたのは1965年（昭和40）である。本研究は、導入から約半世紀を一つの節目として、長く視覚障害児・者の歩行訓練と歩行訓練士養成（主任教官）に関わってきた筆者（歩行訓練士）の経験から歩行訓練における課題や諸問題を変遷と現状を交えながら列挙・論考し、今後のあり方を明らかにする。本稿は、兵庫教育大学研究紀要第41巻掲載の(1)に続く(2)である。課題の①として、視覚特別支援学校における歩行訓練の課題－充実と向上（歩行訓練士による歩行訓練の実施、全視覚特別支援学校に歩行訓練士（教員）を配置、歩行訓練士の養成－歩行訓練士増加に関する提言、歩行訓練士の人事異動における適正化など）、②として、教育の歩行に関する指導の変遷からみえる課題（体系的な歩行訓練の導入（1965年）以前、リハビリテーション導入と歩行訓練士養成講習会、課題の要因と考察）の2項目をあげ、各々について詳細に論じている。

キーワード：視覚障害児・者、歩行訓練の課題、歩行訓練士、特別支援教育、視覚障害リハビリテーション

Key words : visually disabled children and adults, problems in orientation and mobility training, orientation and mobility specialist, special needs education, rehabilitation of visual disability

はじめに

本研究は、導入から約半世紀を一つの節目として、長く視覚障害児・者の歩行訓練と歩行訓練士養成（主任教官）に関わってきた筆者（歩行訓練士）の経験から歩行訓練における課題や諸問題を変遷と現状を交えながら列挙・論考し、今後のあり方を明らかにするものである。本稿では、兵庫教育大学研究紀要第41巻（芝田、2012b、Pp.1-13）に掲載された「視覚障害児・者の歩行訓練における課題(1)」(以降、この稿を前稿(1)とする)で示した6つの課題項目に続き、2つの課題項目をその続編(2)として論を進めていく。

なお、前稿(1)は以下のような内容（6つの課題項目）で構成されている。

序論

1) 問題と目的

2) 歩行訓練に関する基本事項－課題の検討における前提

1. 用語としての歩行訓練

1) 歩行訓練とオリエンテーション・アンド・モビリティ

2) 歩行訓練と歩行指導

2. 歩行訓練士の質的向上

1) 指導者の心得に関する質

2) 歩行訓練士の専門性に関する質

3) 課題への対応

3. 養成機関の質的向上

1) 教官の質的向上

2) 演習の充実

4) 実習と付属リハビリテーション施設の設置

5) 歩行訓練士と養成機関の増加

6) 歩行訓練士養成の変遷・現状と課題

4. 歩行訓練士の資格化

5. 歩行訓練の制度化とその普及・向上

1) 視覚障害リハビリテーション

2) 視覚障害教育

3) 歩行訓練士の定着と増加

4) その他の普及・向上

6. 歩行訓練士団体と関連する学会・研究会

1) 歩行訓練士団体の設立

2) 歩行訓練に関する学会・研究会の設立

3) 歩行訓練に関する研究会の変遷・現状と課題

1. 視覚特別支援学校における歩行訓練の課題－充実と向上

視覚障害リハビリテーション（以降、視覚障害リハとする）施設の歩行訓練が必ずしも十分であるとは断言できないが、次のような点を現状としてあげることができる。

①歩行訓練士以外の非専門の指導員は歩行訓練を行わない。

②実務として歩行訓練が専任となっていることが多い。

③歩行訓練実施の施設が増加している。

これは、視覚障害リハ施設は、施設を設置してから訓練・指導が開始されるため、施設が存在しない県や地域

では歩行訓練が実施されず、視覚障害児・者のニーズに応じられていないという問題点はあるが、歩行訓練士ではない非専門の指導員が指導するという危険性は回避される。

しかし、視覚特別支援学校（盲学校等を含む）では、歩行訓練士数が少ない結果、非専門教員が必要に迫られて歩行を指導するなど課題が多く、その充実と向上が希求されている。

1) 歩行訓練士による歩行訓練の実施

歩行訓練（特に、白杖による歩行）は歩行訓練士（教員）によって実施されることが大前提である（前稿(1)参照）にもかかわらず、視覚特別支援学校では、歩行訓練士が配置されていない、また、配置されていても1～2名程度と少数であるという理由から非専門教員が必要に迫られて歩行を指導している例が非常に多くみられる。この状況は、歩行訓練を実施するにあたって最重要である視覚障害児・者の歩行の安全性の確保、そして視覚障害児・者のニーズへの適応などの理由から早急な改善が不可欠である。

ただ、これは非専門教員は歩行訓練に関わってはならないと言う意味ではなく、逆に内容によっては、非専門教員が積極的に関わらなければならないわけで、後述するように、歩行訓練士と非専門教員との連携・協働は非常に重要で推進されることが必要である。

2) 全視覚特別支援学校に歩行訓練士（教員）を配置

文部科学省ホームページによると2011年度（平成23）の視覚障害領域を対象とする特別支援学校は86校とされている。しかし、ここには、県内の全特別支援学校14校が5領域すべてを対象としている山口県の例など、視覚障害を含む複数の障害領域を対象としている学校が含まれている。しかしながら、特別支援教育開始以前から視覚障害領域を対象としてきた視覚特別支援学校数は現在69校であるため（表1、全国特別支援学校長会、2012）、ここではこの数字を基底としておく。なお、このうち神奈川県立相模原中央支援学校は平成22年度開校である。

2012年現在、歩行訓練士が在籍している視覚特別支援学校は32校で、歩行訓練士数は78名となっている（表1のA、日本ライトハウス養成部、2012、注：筆者が得た情報によると福島県立盲学校にも2012年度4月の人事異動（以下、異動）によって1名の歩行訓練士が在籍していることが分かっているが、本稿は上記文献に基づいて論をすすめる）。

上記のように全国の視覚特別支援学校は69校であるから歩行訓練士が在籍する学校は半数にも満たない。さらに、歩行訓練士数1名が12校、2名が8校となっており、歩行訓練がマン・ツー・マンによって実施される（前稿(1)参照）ことから考えると非常に少なく、心許ない状態である。このように、視覚障害児・者のニーズに十分

に応えられていないといえるのが現状である。そのため、まずすべての視覚特別支援学校に歩行訓練士が配置されることが最低条件で、さらに各校の小学部、中学部など各学部歩行訓練士を必要数配置させていくことが不可欠となる。

3) 歩行訓練士の養成—歩行訓練士増加に関する提言

歩行訓練士養成の多くは、現職教員による内地留学の形態で進められているが、これまで養成を実施してきた視覚特別支援学校の事例からみると以下が重要な要因となっている。

- ①当事者である教員の高い意識
- ②所属校校長の高い意識
- ③他教員による理解と協力
- ④派遣主体である自治体（教育委員会）の高い意識（予算化を含む）

したがって、管理職を含む視覚特別支援学校教職員には、①視覚障害児・者に対する歩行訓練の重要性の認識、②長期間にわたる養成課程受講に対する高い意識が必要とされると共に、自治体には次の点が求められる。

- ①視覚障害児・者に対する歩行訓練の重要性の認識
- ②厚生労働省の委託事業である養成課程（前稿(1)参照）への派遣の理解
- ③派遣先や期間などにおいて規定の内地留学の形態（文部科学省関係で県内の大学等が対象、期間は1年、など）にこだわらない弾力的な対応
- ④費用の確実な予算化

この現行の内地留学による現職教員研修という方法ではより多くの歩行訓練士を養成するにはハードルが多いため、他の方法も視野に入れる必要がある。それは、歩行訓練士の資格保持者（教員）の採用を主体とすることである。それには、以下の2点の方法が考えられる。まず1つは、現行の2つの養成課程（厚生労働省委託事業である視覚障害生活訓練等指導者養成課程、国立障害者リハビリテーションセンター学院、前稿(1)参照）に教員コースを設け、そこで教員免許保持者を受講生として選抜し、修了後、教員採用試験受験を経て視覚特別支援学校へ配属させる。

2つ目は、教職大学院、あるいは修士課程に歩行訓練士養成コースを設け、そこで特別支援教育総合免許（視覚障害領域）の課程認定取得の体制を整備し、修了後、教員採用試験受験を経て視覚特別支援学校へ配属させる。この両案は現実可能な方法であるが、それには国庫負担による助成金が必要となる（前稿(1)参照）。

なお、視覚特別支援学校や教育委員会の中には歩行訓練士養成機関が厚生労働省管轄であることから内地留学の対象からはずしているところがあるため、筆者は、1993年度（平成5）から厚生労働省委託事業と同内容で文部科学省の後援を得て教育関係者視覚障害者リハビリテ

視覚障害児・者の歩行訓練における課題（2）

表1 視覚特別支援学校一覧と歩行訓練士在籍状況

A：2012年に歩行訓練士在籍している視覚特別支援学校（歩行訓練士数を記入、32校、歩行訓練士数合計、78名）、（ ）
 内は筆者の情報により歩行訓練士が在籍していることが分かっている視覚特別支援学校の歩行訓練士数（1名）
 B：2012年だけでなく、2002年にも歩行訓練士が在籍していた視覚特別支援学校（◎、24校）
 C：2012年には歩行訓練士が在籍しているが、2002年には在籍していなかった視覚特別支援学校（○、8校）
 D：2002年に歩行訓練士が在籍していたが、2012年では在籍していない視覚特別支援学校（△、8校）
 E：現在は歩行訓練士が在籍していないが、以前は在籍していたことのある視覚特別支援学校（▲、6校）
 F：これまで歩行訓練士が在籍したことのない視覚特別支援学校（●、22校）（*は、筆者の情報により2012年度中に歩行訓練士が配置されたことが分かっている視覚特別支援学校。また、新潟県立新潟盲学校の高田分校には、分校となる以前の高田盲学校時代に歩行訓練士が在籍していた。）

視覚特別支援学校名	A	B	C	D	E	F
北海道旭川盲学校						●
北海道帯広盲学校					▲	
北海道高等盲学校						●
北海道札幌盲学校	1	◎				
北海道函館盲学校				△		
青森県立八戸盲学校						●
青森県立盲学校	1	◎				
岩手県立盛岡視覚支援学校						●
秋田県立盲学校	3		○			
宮城県立視覚支援学校	2	◎				
山形県立山形盲学校				△		
福島県立盲学校	(1)			△		
栃木県立盲学校	1		○			
群馬県立盲学校	1		○			
茨城県立盲学校				△		
熊谷理療技術高等盲学校						●
埼玉県立特別支援学校塙保己一学園	1	◎				
千葉県立千葉盲学校	3	◎				
筑波大学付属視覚特別支援学校	9	◎				
東京都立文京盲学校				△		
東京都立久我山青光学園	1		○			
東京都立葛飾盲学校	1		○			
東京都立八王子盲学校	2	◎				
横浜市立盲特別支援学校	4	◎				
神奈川県立平塚盲学校	2	◎				
横浜訓盲学院	1		○			
神奈川県立相模原中央支援学校						●
山梨県立盲学校						●
長野県長野盲学校						●
長野県松本盲学校						●
	A	B	C	D	E	F

表1 (続き)

視覚特別支援学校名	A	B	C	D	E	F
新潟県立新潟盲学校 (高田分校)						●*
富山県立富山視覚総合支援学校	3	◎				
石川県立盲学校	1	◎				
静岡県立静岡視覚特別支援学校						●
静岡県立沼津視覚特別支援学校						●
静岡県立浜松視覚特別支援学校						●
愛知県立名古屋盲学校				△		
愛知県立岡崎盲学校						●
岐阜県立岐阜盲学校	2	◎				
三重県立盲学校						●
福井県立盲学校						●
滋賀県立盲学校						●
京都府立盲学校 (舞鶴分校)	3	◎				
大阪府立視覚支援学校	5	◎				
大阪市立視覚特別支援学校	6	◎				
兵庫県立視覚特別支援学校	2	◎				
神戸市立盲学校	4	◎				
奈良県立盲学校	3	◎				
和歌山県立和歌山盲学校	2	◎				
鳥取県立鳥取盲学校	4	◎				
島根県立盲学校	1	◎				
岡山県立岡山盲学校	1		○			
広島県立広島中央特別支援学校	3		○			
山口県立下関南総合支援学校					▲	
香川県立盲学校	2	◎				
徳島県立盲学校						●*
愛媛県立松山盲学校						●
高知県立盲学校	2	◎				
福岡県立北九州視覚特別支援学校					▲	
福岡県立福岡視覚特別支援学校				△		
福岡県立柳河視覚特別支援学校					▲	
福岡県立福岡高等視覚特別支援学校						●
佐賀県立盲学校					▲	
大分県立盲学校				△		
熊本県立盲学校						●
長崎県立盲学校	2	◎				
宮崎県立明星視覚支援学校					▲	
鹿児島県立鹿児島盲学校						●
沖縄県立沖縄盲学校						●
合計 69校	32校 78名	24校	8校	8校	6校	22校
	A	B	C	D	E	F

ション研修会を立ち上げ（芝田、1994、2003）、この問題に対応している（本研修会は現在も毎年継続開催）。それによって歩行訓練士数の増加はみられたが、前述のようにまだ十分なものとはなっていない。

なお、歩行訓練士数の減少は、人事異動以外にも管理職への昇進（歩行訓練の実務から離れる）、退職（定年退職を含む）、死亡などの理由もあるが、大きな原因はなんと言っても人事異動である。

4) 歩行訓練士の人事異動における適正化—歩行訓練士数増加への影響

教員の人事異動はそれなりに意義はあるが、一定の在籍年限に基づいた全教員対象の画一的な人事異動という慣例には問題がある。特に、視覚特別支援学校は、ほとんどの県において1校しかないため、人事異動は、教員が視覚障害教育以外の領域へ移ることを意味する。特別支援教育における専門性が叫ばれて久しいが、一方でその専門性の維持・継承・伝承・向上の大きな妨げとなっているのがこの慣例的な人事異動である。なお、ここでいう伝承とは、後輩教員が主体的に専門性を受け継ぐと認識されがちな継承だけでなく、先輩教員が積極的に専門性を伝えることを意味しており、これが忘れられてはならない。

この慣例は歩行訓練士という視覚障害教育の専門家に対しても例外なく、画一的な人事異動の対象とされているため、歩行訓練士数がほとんど増加していない現実がある。たとえば、10年前の2002年では、歩行訓練士が在籍する視覚特別支援学校は32校で、その数は73名となっており（日本ライトハウス養成部、2002）、その間、計20～30名の歩行訓練士が誕生しているにも限らず、その数は前述の2012年の数字とほとんど変化していないという驚くべき結果となっている。

さらに、この当時の32校と現在の32校では同数であってもその学校は多少異なっているが、その75%に当たる24校（表1のB）は同じ学校である。歩行訓練士の人事異動が他校と同様に行われているこの24校は、歩行訓練士が異動すれば養成課程に教員を派遣してその減少を補う、またさらに増加させるという努力をしており、歩行訓練の実施に高い意識を持っていることがうかがえる。しかしながら、それは全69校から見るとわずかに1/3（34.8%）でしかない。

また、見方をかえれば、これは歩行訓練士が常時在籍して、質の高い歩行訓練を行っている視覚特別支援学校の顔ぶれには大きな変化がないということをもものがたっている。その他がわずかに8校（表1のC）であるということは、新しく歩行訓練士を配置した視覚特別支援学校が少数であることを意味している。さらに、新しく歩行訓練士が誕生した視覚特別支援学校（表1のC）があれば、人事異動によって0となってしまう視覚特別支

援学校（表1のD）があることも意味している。ちなみに、新しく歩行訓練士が誕生した視覚特別支援学校（表1のC）の中で、栃木県立盲学校や広島県立広島中央特別支援学校（旧広島県立盲学校）は、多いときで共に3名の歩行訓練士が在籍していた時期がありながら、人事異動によって0となっていたわけで「新しく歩行訓練士が誕生した」という表現はふさわしいものではない。

歩行訓練士は、内地留学という制度の利用によって養成されるのがほとんどで、①留学した歩行訓練士の努力、②他の教員の協力、③多額の費用という大変な尽力によって誕生している。だが、この数字に見られるように多くの歩行訓練士の存在意義とその専門性が十分に生かし切れていない。これまでに、歩行訓練士が以前は在籍していたが、人事異動によって現在不在となっている視覚特別支援学校は10数校に及んでいる。

加えて、本人の意に反して異動となった歩行訓練士が異動せずに在籍していれば、歩行訓練士総数は現状の1.5～2倍となり、多少でも歩行訓練士数の不足が補えたはずである。他校へ異動後、視覚特別支援学校に戻った教員もあるが、わずかである。また、文部科学省の方針である教員の専門性の維持継承と向上も、歩行訓練に関しては長期の実践と経験が必要である（前稿(1)参照）ことから、この問題となっている人事異動が足を引っ張っていることは否めない。

現在、このような教員の専門性向上に支障をきたす画一的な人事異動は是正するべきで、そういう意見は、多くの管理職を含む教員や有識者から出されている。さらに、1名しかいない歩行訓練士の人事異動が保護者の強い希望によって延期された視覚特別支援学校の例が示唆するように当事者である視覚障害児・者やその家族からも人事異動に対して適切な対応を望む声が大きくなっている。各自治体には、歩行訓練士の人事異動に対して視覚障害児・者のニーズを第一に、その視覚特別支援学校の現状を踏まえた柔軟な姿勢による弾力的な対応が求められる。

ちなみに、日本ライトハウス養成部は毎年歩行訓練士の在籍状況を調査しているが（2012、他）、それを元にこれまで歩行訓練士が一度も在籍したことがない視覚特別支援学校22校を示したのが表1のFである。なお、筆者が得た情報によると、2012年度中に徳島県立盲学校と新潟県立新潟盲学校には、養成課程修了によって歩行訓練士が各々1名配置されている。ちなみに、表1のEは、現在は歩行訓練士が在籍していないが、以前は在籍していた視覚特別支援学校（6校）である。

今後、これらの視覚特別支援学校に1日でも早く歩行訓練士が配置されることが期待される。

5) 歩行訓練士と非専門教員の連携

歩行訓練士が不足している現状では、歩行訓練士と非

専門教員が連携・協働して歩行指導に当たることが必要となり、その試みはいくつかの視覚特別支援学校で行われているが、さらに充実させる必要がある。ちなみに、歩行訓練において、非専門教員（寄宿舎指導員等を含む）が担当するのは次の内容である（芝田、2010）。

- ①基礎的能力の指導
- ②手引きによる歩行の指導
- ③補助具を使用しない歩行の指導
- ④ファミリーアライゼーションの実施

非専門教員には、その指導に先立って、疑似障害体験（芝田、2007a、2012a）を含む歩行訓練士による研修受講が必要である（芝田、2010、Pp.289）。なお、この連携のあり方などについて、現在、筆者は科学研究費補助金（基盤研究 C 一般、平成23年度～平成25年度）に基づき研究をすすめている。

6) 歩行訓練士の資格化と制度化

歩行訓練士の資格化と制度化は、前稿(1)で詳述しているため、ここでは省くが、これらの未整備が派生する課題や問題は多方面にわたる。整備を促進し、それによってすべての視覚特別支援学校へ適切な数の歩行訓練士配置を義務づけることが必要である。

7) 歩行訓練の専任制と指導時間の確保

歩行訓練を専任で実施している視覚特別支援学校は非常に少なく、ほとんどが他教科、寄宿舎等との兼任である。専任で歩行訓練に対応できれば、少数の歩行訓練士でも現状よりも多くの視覚障害児・者に対する歩行訓練が可能となる。また、歩行訓練を経験する総時間、担当するケース数なども増え、それが歩行訓練士としての専門性向上の基礎となる（芝田、2010）。

8) 指導時間の確保

歩行訓練は、規定の授業時間に収まらずに指導に長い時間を要すること、交通機関の利用訓練となることがあるが、それには、時間制や他授業との調整、管理職や他教員の理解と協力、歩行訓練士の交通費の予算化といった諸条件の整備が欠かせない。しかし、現状ではそれが困難な視覚特別支援学校があるため、必要な体制や制度の改善が課題となる。ただ諸条件の整備だけでは指導時間の確保が難しい場合もあるため、放課後や長期休暇を活用した訓練という工夫によって対応している視覚特別支援学校は少なくない。

9) 視覚障害リハビリテーション施設との連携・協働

視覚障害リハビリ施設が存在しない11県（①青森県、②秋田県、③岩手県、④山形県、⑤福島県、⑥群馬県、⑦富山県、⑧鳥取県、⑨大分県、⑩佐賀県、⑪熊本県、前稿(1)参照）には、視覚特別支援学校に歩行訓練士が在籍する県が、青森、秋田、群馬、富山、鳥取と5県ある。視覚障害リハビリ施設の歩行訓練士に歩行訓練を依頼し、連携・協働体制をとる視覚特別支援学校が増加しているが

（太幡・芝田、2006；山田、2004；他、前稿(1)参照）、視覚特別支援学校の歩行訓練士も視覚特別支援学校以外の在宅視覚障害者に対して歩行訓練を実施していくという視覚障害リハビリとの連携・協働体制の強化と推進はさらに必要で、視覚特別支援学校のセンター化における業務内容にこのような地域の視覚障害者の歩行訓練を付加することは大切な事項である。

管轄が厚生労働省と文部科学省と分かれてはいるが、全国的に視覚障害児・者の歩行訓練受講に対するニーズが充足されていない現状からみて、行政的な管轄の枠組みを超えて視覚障害児・者のQOL向上に対して相互に連携・協働する柔軟な体制づくりが求められる。

10) 特別支援学校・通常学校への支援－視覚特別支援学校のセンター化

特別支援教育となってから、特別支援学校や通常学校へ視覚障害児（重複障害児を含む）が入学するケースが増加している。これらの学校へは視覚障害教育全般に対する視覚特別支援学校による支援・相談が必要で、その取り組みは地域差はあるもの各地で拡大しており、総体的には不十分な面があるのは否めないが、視覚特別支援学校のセンター化へと進展している。しかし、その中で支援・相談の内容として、歩行訓練はまだまだ本格的に実施されていないのが現状である。

それは、既述してきたように、視覚特別支援学校の多くにはまだ自校の歩行訓練が充実できていないため、他校への支援まで手が回らないこと、特別支援学校や通常学校関係者に歩行訓練の必要性・重要性の認識が不十分であることが大きな理由と考えられる。視覚特別支援学校がセンター化を大きく進めていくために、この歩行訓練の重要性を認識した上でその充実と専門性を顕在化させ、その啓発までも視野に入れておくことは不可欠であろう。

既述のように多くの県では視覚特別支援学校は1校しか存在していない。そこで、視覚特別支援学校のセンター化をすすめていく案としては、サテライト方式が有効であろう。それは、県内が適切にカバーできる数のサテライトをその地域の特別支援学校内、あるいは通常学校内に設置し、そこを拠点に周辺地域の学校に在籍する視覚障害児への相談・指導・支援を行うのである。

その担当者である教員は視覚障害教育の経験者であるだけでなく、歩行指導（歩行訓練士）をはじめとするコミュニケーション指導（点字、パソコン等）・日常生活動作指導という視覚障害リハビリという生活訓練に該当する自立活動系の生活全般を網羅できる知識と指導力を保持していることが必要である。特に、通常学校に在籍する視覚障害児に対しては自立活動が実施されないため、このような生活全般にわたる内容が現状では不十分な状態であり、関連する相談・指導・支援が喫緊の課題である。

ただこの方法を推進していくためには、在籍児童・生徒数に応じて定められている教員数、学級数、さらに人件費・交通費等の関連予算などの制度や慣例をサテライト方式に適したものに見直し、改善して整備することが前提とされなければならない。

11) 歩行訓練の重要性・専門性の認識

歩行訓練に対する重要性和指導者における専門性についての認識が高い視覚特別支援学校が増加傾向にはあるが、その数はまだ半数にも満たない。視覚障害児・者の活動制限（ICF）の大きなものは、コミュニケーションと並んで歩行であるにもかかわらず、特別支援学校の学習指導要領には歩行訓練は全くふれられていない。それは、教科学習と直接関連しないことが原因かとも考えられるが、同自立活動編においても同様であることからして、文部科学省にとってこの視覚障害児・者の活動制限が実態として捉えられておらず、教育に反映されていないことは非常に遺憾である。

文部科学省は、1985年（昭和60）に歩行訓練に関する図書を発行しているが（文部省、1985）、図書によって歩行訓練を実施することは非常に問題が多く（前稿(1)参照）、これだけで歩行訓練の実施と充実はとうてい望めない。文部科学省は、当初に一度は関心があった歩行訓練士の養成に前述の教育関係者視覚障害リハビリテーション研修会に対して後援をしてはいるものの、非常に残念ながら後述するように、現在関わっていない。また、視覚障害教育に関連するいくつかの専門的な図書をも、そこに歩行訓練に関する記載量とその内容においても十分でなく、適切性を欠いているのが現状である。

文部科学省、そして大学研究者などの教育関連の一部の歩行訓練に対する認識が不十分な有識者においては、これまで述べてきたような視覚特別支援学校における歩行訓練に対する重要性、指導者における専門性、その他各課題について積極的な認識と理解が求められる。それ

には、養成機関を修了しただけでなく歩行訓練の実践経験が豊かな歩行訓練士の教育養成系大学教員の増加も重要なことである。また、教育全般に対しては、今後、課題に対する改善、解消へ向けての総合的な取り組みが期待されるところである。

2. 教育の歩行に関する指導の変遷からみえる課題

これまで論じてきたように、歩行訓練において、視覚障害リハ領域に決して劣らないレベルを保持している視覚特別支援学校もあるが、数的には少数で、総じて視覚障害教育領域は視覚障害リハ領域と比較すると非常に不十分な状態といえる。この要因を過去からの変遷・経緯から検討したい。

1) 体系的な歩行訓練の導入（1965年）以前

(1) 明治・大正・昭和初期

明治時代の盲学校における歩行に関する指導（前稿(1)で示した体系的な歩行訓練から大きく乖離したものであるため、ここでは「歩行に関する指導」と表現する）は、体育の一環として位置づけられ、体系的な歩行訓練という「移動」を目的とした直行練習、方向感覚渦線における練習など歩行運動が対象であった（図1、図2、盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会、1978）。

この歩行運動中心の考え方は、明治・大正・昭和前半を通して大きく変容することなく、体系的な歩行訓練に類似した有意義な指導は実施されてこなかった。それは、歩行に関する記述が文献にはほとんど見当たらないことからわかる（荒川ら、1976；東京教育大学教育学部雑司ヶ谷分校「視覚障害教育百年のあゆみ」編集委員会、1976；松野憲治、1960；盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会、1978；他）。

(2) 『盲目歩行に就いて』（木下、1939）

昭和になり、1939年（昭和14）に盲学校教諭で視覚障害者の木下和三郎が自身の歩行体験からまとめた『盲目

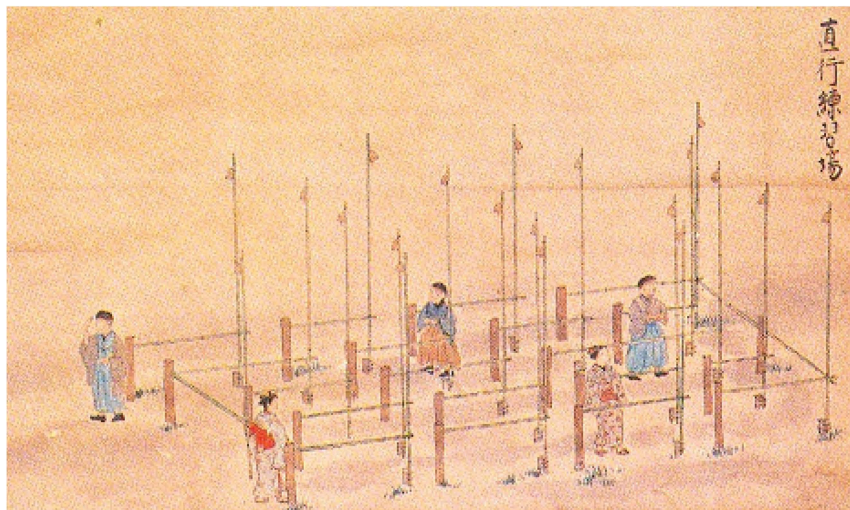


図1 直行練習

歩行に就いて』(木下、1939)を著す。本書には、十分ではないながらも「定位」についてふれられ、「移動」については詳細に記述されている。当時としては内容的に優れた(芝田、2005)、少なくとも日本で最初の総合的な歩行に関する指導の図書であろう。ただ、本書は、著者が盲学校の一教員であったためか、残念ながらその後発展的展開や後続図書がみられず、全国の盲学校に大きな影響を与えるようなことはなかったようである。後述の昭和の状況からみてもわかるように、歩行に関する指導を内容的に充実させるという必要性や意義は当時の盲学校ではほとんど意識されていなかった。

(3) 太平洋戦争後

太平洋戦争後になっても、盲学校での歩行に関する指導は体育の一環という位置づけは変わらず、「移動」目的の歩行運動が主体であった。それは、1964年(昭和39)の盲学校小学部の学習指導要領に「歩行に関する指導は、基本的事項を体育でおこなうほか、他の教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の教育活動の全体を通じて行うものとする」(中学部も同様)と記されていることから判断できる。さらに、「体育の中で、幼稚園や家庭で行われるべき歩行訓練をなぜ行わなければならないのか、(略)父母の責任においてなされなければならない「歩行」が盲学校新生になされるというのでは、幼稚園教育の水準に、あるいは、それ以下の教育となる」と1965年(昭和40)に開催された文部省主催の特殊教育課程研究会(佐藤、1966、p.67)で述べられるような、非常に意識の低い状態であった。

(4) 『PERIPATOLOGY』(佐藤、1963)

1963年(昭和38)に東京教育大学の佐藤親雄は、アメリカの歩行訓練等に関する文献(Carroll、1961、他)などを元に構成した『PERIPATOLOGY』(佐藤、1963)を著す(筆者注:Peripatologyとは視覚障害歩行学という意味のトーマス・キャロルによる造語だが、現在は使

用されていない)。アメリカでは、1948年(昭和23)に歩行訓練士の養成講習会を開始した後、1960年(昭和35)ボストン大学大学院に、1961年(昭和36)ウエスタンミシガン大学大学院に歩行訓練士養成課程が設置されている(Malamazian、1970;芝田、2005)から、佐藤の歩行訓練への着眼は、自身がアメリカの歩行訓練士養成を修了していない、指導実践がみられないなど内容としては机上論的、概観的であるが、非常に迅速なものといえる。この時期に歩行訓練士ではないながらも教員養成系大学の教官である佐藤によって歩行訓練が紹介されたという点は高く評価されるものである。

さらに、その意義や制度についても「盲教育における歩行訓練の地位は、点字の指導とともに、重要でありしかも先にみたように困難を伴うものである。この点アメリカにおいて最近、歩行治療(mobility therapy)と歩行治療士の職業的訓練(the professional training of mobility therapists)が進められているが、わが国でもこのような制度がとられることが望ましい」と述べてはいる(佐藤、1963、p.49、筆者注:歩行治療とは歩行訓練を意味し、歩行治療士の職業的訓練とは歩行訓練士養成を意味している)。しかしながら、佐藤(1966、1971)は、歩行訓練は盲学校小学部でなく、幼稚園で実施すべきという意見を述べていることから、当時の歩行運動中心という概念から脱却できていない。体系的な歩行訓練からみれば、この時代に行われていたのは歩行訓練といえるレベルではなく、その一部である歩行運動が対象となる指導であった。

つまり、そこに「定位」という概念はみられず、「移動」はその一部のみが該当するもので、体系的な歩行訓練という歩行能力(芝田、2010)のうちの身体行動の制御、基礎的能力のうちの感覚・知覚(聴覚、運動感覚など)と運動という限定されたものが指導対象であった。そのような認識が根底にあったため、佐藤のいうように



図2 方向感覚渦線における練習

「幼稚園で実施すべき」という意見が一般的であったに違いない。

現在の自立活動の前身にあたる養護・訓練は1971年（昭和46）からの開始であるため、当時の歩行に関する指導が体育等で実施されたのは致し方のないところではあるが、「定位」を度外視した「移動」目的の歩行運動が主体であった点にその未熟性が見て取れる。

2) リハビリテーション導入と歩行訓練士養成講習会

1965年（昭和40）に、アメリカのAFOB（American Foundation for Overseas Blind、現 HKI：Helen Keller International）によって日本に初めて視覚障害リハ（生活訓練と理療以外の職業訓練）が導入されるが、それは社会福祉法人日本ライトハウスという一民間施設に対してであった（岩橋、1968；芝田ら、2001、前稿(1)参照）。当時、生活訓練や新職業といわれた理療以外の職業訓練の実施に対して、理療関係者などから非常な抗議や抵抗があり（岩橋、1968）、そこには教育関係者も含まれていたであろう。その中で、アメリカ式の体系的な歩行訓練が導入され、それと同時に、次のようなそれまでの視覚障害教育領域には全く認識されることのなかった新しい概念が導入され、視覚障害リハという新しい領域が誕生した。

- ①歩行は「定位」と「移動」で成り立つこと。
- ②歩行訓練には専門性が必要であること。
- ③歩行訓練士は疑似障害体験による演習を含む適正な養成の受講が不可欠であること。

その5年後（1970年：昭和45）、AFOBは、早くも歩行訓練の全国的な普及を目的として第1回の歩行訓練士養成講習会（第1期）を日本ライトハウスで開催して日本に歩行訓練士養成事業を導入し、揺籃期といえる時期である1975年までは援助を惜しまなかった（芝田、2001、他、前稿(1)参照）。この第1期は12名が受講したが、うち2名は盲学校の教員であった。その講習会には文部省及び厚生省が後援として参画していることから、当時は両省に歩行訓練と歩行訓練士養成に対して高い関心のあったことがうかがえる。

しかし、その2年後（1972年：昭和47）に開催される第2回（第2期）は、AFOB協力の元、主体が厚生省である委託事業となっており（それ以降、厚生省、そして厚生労働省の委託事業として継続される、委託先は日本ライトハウス、前稿(1)参照）、この時点で文部省は歩行訓練士の養成事業から完全に撤退しているのである。この理由は定かではないが、なぜここで文部省は手を引いたのだろうか。厚生省の委託事業となったとしても、なんらかの補助金を支出する、後援を継続するなどの関わり方ができたはずであろう。

養成実施主体である日本ライトハウスは、厚生省委託となった後も養成の受講を視覚障害リハ施設指導員だけ

に限定するということはなく、視覚障害児・者のためという判断から文部省から一切助成のない中で、自己資金を当てることで盲学校からの受講希望はすべて受け入れてきており、この姿勢は高く評価される。当初から文部省（文部科学省）が、積極的に歩行訓練士養成に踏み込んでおれば、歩行訓練士数が増加しただけでなく、現在、あまり高いとは言えない特別支援教育全領域や地方自治体における歩行訓練に対する認識の向上がみられ、視覚障害教育領域における歩行訓練の課題はかなり改善できていたに違いない。

3) 課題の要因と考察

以上のような、視覚障害教育領域における歩行に関する指導の変遷からみる課題の要因を考察するとき、発展、進展に繋がらなかった少なくとも以下の3つの意義深いターニングポイントが浮上する。

- ①木下（1939）の優れた実践に続く、歩行に関する指導の歩行運動中心からの発展や展開がみられなかった。
- ②佐藤（1963）による意義深い紹介がありながら、既述のようにこの時期すでに大学院で始まっているアメリカへの留学による歩行訓練士養成、体系的な歩行訓練の導入とその実践という進展がみられなかった。
- ③文部省は、第1回の歩行訓練士養成講習会（1970）に厚生省と共に後援をしながら、その後、厚生省（厚生労働省）委託事業となり、養成事業から撤退した。

②に関して、アメリカの文献に明るい佐藤は、ボストン大学やウエスタンミシガン大学での歩行訓練士養成に通じていたはずで、この時、歩行訓練士の誕生によって体系的な歩行訓練が導入されておれば、そして、③に関して、前記のように、文部省が歩行訓練士養成に継続して関わっておれば、視覚障害教育領域での歩行訓練は現在のような課題山積の状態ではなく、視覚障害リハ領域をリードする主体的な存在になっていたに違いない。

木下、佐藤によって歩行に関する指導の必要性や具体的な内容が示されながら、歩行運動の指導が中心で、「体育の一環」「家庭で実施」「幼稚園で実施」などという明治時代の直行練習や方向感覚渦線における練習からほとんど発展性のない、歩行訓練に対する低い理解度で長く推移してきたことが、現在の視覚障害教育における歩行訓練に対する考え方やイメージに大きな影響を及ぼしている。視覚障害リハは1965年からの開始であり、自然な流れでアメリカ式の体系的な歩行訓練の概念を受容・吸収し、発展させてきた。

しかし、長い歴史をもつ視覚障害教育では、体系的な歩行訓練は以下の事項などからその受け入れには抵抗感があったのであろう。それは、その後、1980年代に教員

養成系大学のある大学教員の声として筆者が耳にしたことからもうかがえる。

- ①それまでの歩行運動と概念が大きく異なったこと。
- ②主体が当時新興の視覚障害リハ領域であったこと。
- ③対象が成人の中途視覚障害者と判断(誤認)したこと。
- ④厚生省管轄の対象であると判断(誤認)したこと。

長い歴史は、時として内容における適切な変容、外部情報に対する鋭敏性と受容などの柔軟性を醸成させなければ制度、体制、慣習が膠着し、井の中の蛙的な発想や実践に終始してしまうことは、この問題に限らず多方面におけるこれまでの多くの歴史的事例が物語っている。特に、③については、当初から視覚障害リハ施設には盲学校卒業者が入所していたこと、盲学校には療養教育受講のため成人の生徒が在学していたこと、そして「歩行訓練に関する基本事項」(前稿(1)参照)で指摘したように体系的な歩行訓練は視覚障害児に対しても視覚障害者と基本的に同様の概念で実施されることなどが理解されておらず、そこに大きな誤認・偏見がみられ、歩行訓練に関する適正な認識から偏奇していることは残念でならない。

今日、視覚特別支援学校教員や有識者の多くには歩行訓練について十分な認識と実践がみられるものの、一方で、以上のような歴史的経緯の影響もあって、教員養成系大学や地方自治体を含む視覚障害教育領域の一部には、歩行訓練について以下に示すような旧態依然とした錯誤的認識がまだ散見し、そこにこれらに対する適正な認識がすでに人口に膾炙している視覚障害リハ領域との温度差が顕在化している。

- ①歩行訓練は歩行運動的なもので、白杖操作が主体(定位の重要性の不理解)
- ②歩行における基礎的能力と歩行能力の差異の不理解
- ③歩行訓練士養成を受講しなくても座学や図書からの習得で歩行の指導法習得は可能
- ④養成を受講した歩行訓練士でなくても、非専門教員が経験を積むことで歩行訓練は可能
- ⑤厚生労働省(委託事業)が実施する歩行訓練士養成は教育領域の対象外
- ⑥歩行訓練士の人事異動に対しての配慮は特に不要
- ⑦歩行訓練士の専門性への考慮は特に不要
- ⑧歩行指導は教育課程で取り上げる対象ではない

これらの課題・問題点を打開し、歩行訓練に関する認識を適正化していく取り組みは急務とされるものである。

3. 課題の改善へ向けて一啓発と要請

欧米と比較すると歩行訓練士の技能には大きな差がみられないと考えていいが、体系的な歩行訓練がそれなりの長い歴史を持っているにもかかわらず、これまで論じてきた行政的、領域的、社会的な制度、体制、認知度に

おいては大きな遅れがみられる。そのため、前稿(1)を含むこれらの課題や問題点の改善・解消に向けて、まず進めていかなければならないことは、厚生労働省、文部科学省、地方自治体、大学、学校、関係機関、そして一般社会に対する視覚障害児・者の歩行訓練における啓発と具体的な改善へ向けての要請である。

特に、歩行訓練士には啓発・要請へ向けてのより強力な意識と実践が求められる。しかしながら、歩行訓練士が主体的に取り組むことは当然ではあるが、それだけでは十分とはいえないため、リハ・福祉の施設長をはじめとする職員、校長・教頭をはじめとする教職員、大学教員をはじめとする研究者、医師をはじめとする医療スタッフ、マスメディア従事者など歩行訓練についての知識と理解のある多数の関係者による啓発・要請も大きな意義があり、重要である。また、歩行訓練の受講によって単独歩行が可能となっている多くの視覚障害者の中には、この歩行訓練の現状に憂慮している人たちが少なくない。当事者である視覚障害児・者の声は非常に大きな影響力をもっており、期待できる場所であるため、歩行訓練士や関係者による当事者への働きかけも大切であろう。

これまでもこのような取り組みは行われてきており(芝田ら、2012、他)、本稿もその意味で多少でも貢献できれば幸甚であるが、現状ではまだ十分とはいえない。また、啓発は一般的なものであれば、対象者の認識的な理解だけにとどまってしまうことがある。したがって、繰り返しになるが、根源的である歩行訓練士の資格化・制度化、歩行訓練士の養成、歩行訓練の普及、そして、教員(歩行訓練士)の人事異動など総合的な制度や慣例を適切に見直し、改善していくという方向性が主要な改善の道筋に繋がっていくことから、これらを主眼に置いた啓発・要請が非常に重要であることは論を待たない。

おわりに

本稿は、前稿(1)とあわせて歩行訓練を進めていく上でのコアとなる行政的、領域的、社会的な制度、体制、慣例、そして認知度を中心に据えてその課題や諸問題を変遷と現状を交えながら列挙・論考し、今後のあり方を明らかにしてきた。視覚障害児・者の歩行訓練には、その歩行についての事項にも範囲を広げればこれらの課題などの他に、①社会の障害理解、②歩行環境、③歩行補助具、④視覚障害児・者の視覚(全盲、ロービジョン)、重複障害、年齢(幼児、高齢者)などに応じた歩行訓練の技術や指導法、などに関する課題や諸問題があるのだが、これについては拙著(芝田、2007b、2010、他)で論じている他、他の歩行訓練士や研究者による多数の研究や調査などがあるため、ここでは紙数の関係もあって取り上げなかったことは断っておきたい。

文献

- 荒川 勇・大井清吉・中野善達（1976）日本障害児教育史. 福村出版.
- Carroll, T. J. (1961) *Blindness: What it is, what it does and how to live with it*. Little, Brown and Company, Boston.
- 岩橋英行（1968）有能なる社会人への創造－視力障害者訓練のあり方－. 日本ライトハウス.
- 木下和三郎（1939）盲目歩行に就いて. 傷兵保護院.
- Malamazian, J.D. (1970) The first 15 years at Hines. *Blindness 1970 AAWB Annual*, 59-77. 芝田裕一訳（1995）ハインズにおける最初の15年間. 視覚障害リハビリテーション, 42, 3-34.
- 松野憲治（1960）盲教育の方法（昭和35年度版）. 東京教育大学・雑司ヶ谷分校・特設教員養成部研究室.
- 文部省（1985）歩行指導の手引. 慶応通信.
- 文部科学省ホームページ 特別支援教育資料（平成23年度）. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1322973.htm
- 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会（1978）京都府盲聾教育百年史. 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会.
- 日本ライトハウス養成部（2002）生活訓練指導者養成課程等修了者数. 視覚障害リハビリテーション, 55, 83-92.
- 日本ライトハウス養成部（2012）生活訓練指導者養成課程等修了者数. 視覚障害リハビリテーション, 75, 29-40.
- 佐藤親雄（1963）PERIPATOLOGY. 東京教育大学教育学部特殊教育学科盲教育学研究室.
- 佐藤親雄（1966）盲教育方法論. 東京教育大学教育学部特殊教育学科盲教育学研究室.
- 佐藤親雄（1971）視覚障害児教育論. 東京教育大学教育学部特殊教育学科.
- 芝田裕一（1994）盲学校における歩行訓練と教育研修. 第69回全日本視覚特別支援学校教育研究大会論文集, 82.
- 芝田裕一（2003）教育研修と盲学校における歩行訓練. 視覚障害リハビリテーション, 58, 55-91.
- 芝田裕一（2005）わが国の視覚障害児・者に対する歩行指導の理念・内容における変遷と現状－昭和40年代と現代との比較を通して－. 特殊教育学研究, 43(2), 93-100.
- 芝田裕一（2007a）視覚障害の疑似障害体験実施の方法及び留意点－手引きによる歩行を中心として－. 兵庫教育大学研究紀要, 30, 25-30.
- 芝田裕一（2007b）視覚障害児・者の理解と支援. 北大路書房.
- 芝田裕一（2010）視覚障害児・者の歩行指導－特別支援教育からリハビリテーションまで－. 北大路書房.
- 芝田裕一（2012a）視覚障害の疑似障害体験実施の方法及び留意点(2)－手引きによる歩行の具体的なプログラム－. 兵庫教育大学研究紀要, 40, 29-36.
- 芝田裕一（2012b）視覚障害児・者の歩行訓練における課題(1). 兵庫教育大学研究紀要, 41, 1-13.
- 芝田裕一・岩橋明子・坂本美磨子・藤原静江・辻内富美子・面高雅紀・日紫喜均三・三宅康博（2001）日本ライトハウス職業・生活訓練センター設立35年を迎えて(1). 視覚障害リハビリテーション, 53, 5-52.
- 芝田裕一・正井隆晶・出井博之・千葉康彦（2012）視覚障害児・者の歩行訓練における理解と啓発－視覚障害教育と盲学校（視覚特別支援学校等を含む）を主体として－. 日本特殊教育学会第50回大会, ポスター発表 P1-A10.
- 太幡慶治・芝田裕一（2006）一般校に在籍する視覚障害児に対する盲学校と生活訓練施設連携の事例的研究－歩行指導を通して－. 日本特殊教育学会第44回大会発表論文集, 650.
- 東京教育大学教育学部雑司ヶ谷分校「視覚障害教育百年のあゆみ」編集委員会（1976）視覚障害教育百年のあゆみ. 第一法規.
- 山田秀代（2004）岐阜盲学校における歩行指導の実践と課題. 視覚障害リハビリテーション, 60, 25-33.